

市政

令和6年1月号

特集

民俗芸能を後世につなぐ

人々の生活や地域の風土や歴史、習俗と深く結び付きながら、先人たちの努力により、世代を超えて継承されてきた民俗芸能。各自治体では後継者育成を中心とした保護・継承活動、拠点となる施設整備をはじめとした活用施策など、さまざまな取り組みを進めています。

特集では、有識者から、民俗芸能の現状、自治体に求められる支援・活用の取り組みなどについてご寄稿いただきました。また、過疎化が進む中で取り組んだ若手伝承者の養成・確保策、市内の小中学校と連携した伝統文化継承の取り組み、鑑賞施設を整備の上、民俗芸能団体と協力して進めた伝承活動など、民俗芸能の保護・継承を推進してきた都市自治体の取り組み内容を紹介します。

寄稿 1

民俗芸能の変容と活用をめぐる —継承のためにできること—

独立行政法人国立文化財機構
東京文化財研究所無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長 久保田裕道

寄稿 2

綾子舞 —ユネスコ無形文化遺産登録を受けて—

柏崎市長 櫻井雅浩

寄稿 3

伝統文化を後世につなぐ

ひたちなか市長 大谷 明

寄稿 4

民俗芸能の郷「豊後大野市」として

豊後大野市長 川野文敏



民俗芸能の変容と活用をめぐる 継承のためにできること

独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所無形文化遺産部無形民俗文化財研究室長

久保田裕道くぼたひろみち



民俗芸能の現在

現在、民俗芸能の大半が、少子高齢化や過疎化などのために存続の危機を迎えている。そこへ来ての新型コロナ禍の追い打ちであった。コロナ禍による変化について正確な統計があるわけではないが、その影響による民俗芸能の変容は計り知れないものがある。

令和4年に筆者が訪れたある祭りでは、若者たちがわらで神輿みこしを作っていた。しかし例年より小さな神輿である。聞けば、感染予防のために作業が短時間で済むように小さくしたのだという。作りながら若者は「来年もこの大きさでないと、もう作れないな」と叫ぶ。そばで聞いていた年配者は、「それでもやってくれるのならいいよ」とあきらめ顔であった。その瞬間、この祭りは変容を遂げたのかもしれない。

コロナ禍が落ち着きを見せた令和5年、ある民俗芸能について所在地の教育委員会に問

い合わせてみた。すると「やっています」という。喜び勇んで訪ねたのだが、人は集まっているものの芸能を始める気配がない。聞けば、以前から若者不足だったところにコロナ禍となり、そのままやめてしまったのだという。

他にも、今年を最後にやめますという宣言をする民俗芸能まで現れている。久々に再開したものの事故を起こしてしまった山車のことは、ニュースでも話題となった。要因は報道の範囲でしか知らないが、コロナ禍の中止を経てノウハウが受け継がれなかったこともあるという。そして、継承者自身が抱く民俗芸能への思いも変わり始めていた。一度短縮を覚えてしまえば、そのままという誘惑に勝てなくなるのである。

民俗芸能が変わるとき

もちろん民俗芸能は、変化するものである。文化財的価値観からいえば、歴史的な重

層性こそ価値があるとされがちなのだが、本来はそうではない。例えば能や歌舞伎は「無形文化財」なので「歴史上または芸術上価値の高いもの」に価値が見いだされるが、民俗芸能を対象とした「無形民俗文化財」は、「生活の推移を示すもの」であればいい。

さらにユネスコの「無形文化遺産」という世界的な保護制度では、「古いから素晴らしい」といった価値観は否定されている。よく「世界遺産」と混同されがちなのだが、双方の制度は、全く異なるものだ。世界遺産は、人類全体の普遍的な価値に基づいて「真正性（オーセンティシティ）」を重視する。対して無形文化遺産は、文化の「多様性」が重視されるのである。それゆえ「真正性」をいえば落とされかねない。歴史ある民俗芸能だから素晴らしいなどというのは日本国内の価値観であって、それがいかんして現代に生かされているのかということが、世界的な価値観なのである。

もっとも、だからといって必ずしもユネス

コに迎合する必要もなからう。真正性は重要だとする意見も、尊重すべきではある。ある民俗芸能のシンポジウムで「たとえ形を変えてでも継承していけるのであれば、変容してもいいのではないか」と発言したことがある。伝統にこだわりすぎて、できなくなることを慮おもんばかって言ったつもりである。しかし終了後、継承者の方にこう言われた。「でも私たちは、伝統を変えないようにがんばっているんです」。つまり古さや真正性を求めることは、継承者のモチベーション維持の手段でもあり、民俗芸能の継承に必要なことなのである。こうした意識を持つ人が多いということは、日本がもっと誇ってもいいことなのかもしれない。

しかし一方で、民俗芸能を取り巻く状況は、年々厳しくなりつつある。変わらなければ、やめざるを得ないという団体もあるのだ。そんなとき、何を変えればよいのか。一つの例として、兵庫県宍粟市で出会った獅子舞がある。はしごに登って演技をするこの珍しい獅子舞は、もともと定められた地区の住人へのみ許されたものであった。しかし継承者が減りつつあることを憂え、他地域からの参加も認めるようにした。さらには、女性の参加をも認める。獅子舞というのは全国で見られる民俗芸能だが、女性が獅子に入ることを禁ず



宇原獅子舞(兵庫県宍粟市)

るところは現在でも多い。ジェンダー論的には問題だが、信仰が絡むと一概にその是非を問うこともできない。しかしこの獅子舞では、女性の舞手が登場した。

また映像の活用もうまい。コロナ禍の最中には動画による稽古やオンライン指導も行ってきたという。さらには地元出身のロックバンドのミュージックビデオにも出演しており、発信力を高めている。

そして肝心の伝承の部分でも、思い切った決断をした。1演目20分ほどであった舞を、

10分にした短縮バージョンを作ったのである。これにはメンバー一同悩んだという。受け継いできた舞を、勝手に短くしてしまってもいいものか。しかし以前は、12演目あるうちの半分程度しか舞えていなかった。それが短縮バージョンの登場によって体力的にも余裕が生じ、1人が2演目舞えるようになった。入門したての若者もすぐに覚えるようになり、結果的に12演目全てを演じることができるようになった。

いずれの民俗芸能にも当てはまるわけではないが、この保存会の方の言葉を借りれば、今の時代に伝統芸能を柔軟に「進化させる」のだという。変化ではなく「進化」というのは、重要な意識であろう。

行政ができること

しかしこうした変容は、行政が働きかけて何とかなるものではない。あくまでも、継承者たちが自ら考え抜いた結果から生じるものである。行政ができることは、そうした決断をした保存団体に、的確な支援をしていくことだ。

そしてもう一つ、こうしたアイデアや実践例を情報共有できるネットワークをつくること。一例として、鳥取県の麒麟獅子舞がある。鳥取県の東部と兵庫県の西部に伝わる、想像上の動物である麒麟をモチーフにした獅子舞で、約200団体が存在している。鳥取県で



東井神社麒麟獅子舞(鳥取県鳥取市)

は、民俗芸能フォーラムなどを通して、この麒麟獅子舞の各団体が共通して抱く悩みや不安があることが分かり、そうした話ができる場が欲しいという意見が出てきた。

その結果、平成29年に約50団体の共助組織として「因幡麒麟獅子舞の会」が立ち上げられた。後継者育成・保存会支援・広報の3事業を中心に取り組んでいる。さらにその翌年には、国の重要無形民俗文化財になる受け皿として、より包括的に約100団体が所属する「因幡の麒麟獅子舞」連合保存会も設置され

ている。100団体以上もの民俗芸能が、まとめて一度に文化財指定を受けたのも、本邦初のことであった。

こうしたネットワークづくりは、継承団体単独ではなかなか困難である。行政をはじめ、教育機関や研究者など外部の人材の働きかけが必要とされる。これは単一の民俗芸能に限ったことではない。例えば岩手県大船渡市には、30を超えるさまざまな民俗芸能団体が加盟する「大船渡市郷土芸能協会」がある。東日本大震災の後には、この協会が中心となって「大船渡市郷土芸能活性化事業実行委員会」が立ち上がり、記録や発信の事業を行うことで、震災復興にも貢献してきた。さらに、邦楽や民謡、茶道や合唱といった団体と合わせて「大船渡市芸術文化協会」もつくられている。こうしたネットワークは、災害やコロナ禍のような非常時にも、大きな効果を発揮することになる。

民俗芸能の活用

最後に、行政が考えるべき問題として「活用」について触れておきたい。特に平成30年の文化財保護法改正によって、文化財の活用が叫ばれるようになった。それを受けて文化財について、都道府県は大綱を、市町村は地域計画を策定し、文化財を特に観光で活用することが求められるようになっていく。しか

し民俗芸能に関しては、平成4年の段階で「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」、通称「お祭り法」が出されている。このとき、多くの民俗芸能研究者が反対の声を上げた。そんなことをしたら民俗芸能の本質が失われ、安易な変容を促進してしまうのではないか、と。

この主張は間違っていないが、それが四半世紀を経て、当時危惧されたほどの活用は行われてこなかった。しかしその割に民俗芸能は、より一層衰退に向かっている。今また活用といっても、結局のところ誰もその方法論を見いだせないでいる状況は、四半世紀前と変わっていないのだ。活用することが悪いのではなく、保護に資する活用を見いだせないことが悪いのである。

四半世紀前と比べれば、例えば映像による発信や遠隔地をつなぐリモートコミュニケーションなど格段の進歩を見せている。こうしたツールも上手に使いながら民俗芸能の活用を考えなければならぬ。民俗芸能の活用とは、継承者に無理を強いることではなく、継承者がより多くの選択肢を知ることにある。なおかつ観光客を含めた観客の目を育てることに向けられるべきであろう。そしてそれ以前に、そこに関わることで人材を育てることが最優先の課題なのである。

綾子舞

―ユネスコ無形文化遺産登録を受けて―

柏崎市長(新潟県)

櫻井雅浩



はじめに

柏崎市は、日本海に面した新潟県のほぼ中央に位置し、米山、黒姫山、八石山、西山連峰の山々の懷に抱かれ、福浦八景や砂丘地など変化に富んだ42kmの海岸線から佐渡島を望む風光明媚な人口約7万8000人の地方都市である。

気候は、比較的温暖であるが、冬は北西の季節風が強く、山間部に入るに従って急激に積雪量が増加する。

歴史的には、明治30年代に石油が噴出したことにより、日本で初めて本格的な石油精製が始まり、関連して発達した機械部品製造などのものづくりによる工業が集積している。そして、市内二つの大学などの特性を生かしつつ新潟県の中核的な都市として成長するとともに、石油や天然ガスの産出や原子力発電所が立地するエネルギーのまちとして、わが国の発展にも寄与してきた。平成19年7月16日に「新潟県中越沖地震」が発生し、市内全域が甚大な被害を受け未曾有の災害となった

が、全国の自治体の皆さまのご支援もあり、震災からの復旧は速いスピードで進み、震災前以上の活力を備えたまちへと歩みを続けている。

平成29年度からは、「柏崎市第五次総合計画」をまちづくりの新たな指針として、「力強く心地よいまち」を将来都市像に掲げ、さらなる発展を目指している。

約500年前から続く民俗芸能 綾子舞

「綾子舞」は、初期歌舞伎の面影を残す貴重な芸能として全国的にも高く評価されている。昭和51年に国の重要無形民俗文化財に指定され、令和4年11月にユネスコ無形文化遺産に「風流踊」の一つとして登録された。市内中心部から南へ16kmほど離れた黒姫山の麓、鶴川地区の四つの集落に約500年前から伝えられてきたが、明治中期に途絶えてしまった集落もあり、今では大字女谷の高原田と下野の二つの集落にのみ受け継がれている。「小歌踊」「囃子舞」「狂言」の3種類で構成され、小歌踊は、後ろに座るはやし方の演奏と

室町風の華やかな小歌に合わせて高原田は女性2人組で、下野は女性3人組で優雅に踊る。囃子舞は男性1人が歌とはやしに合わせて物まねや手ぶりを交えつつユーモラスに舞い、狂言は2人以上の男性が演じている。

現在、高原田・下野の両座元が協力して「柏崎市綾子舞保存振興会」を組織し、座元ごとに練習・公演を実施している。

著しい過疎化により伝承者がいなくなる
危機感からの取り組み

(1) 著しい過疎化の進行

綾子舞は、昭和初期ごろまで決められた家の長男だけに伝承されていた。かつては66演目あったとされているが、現在上演可能な演目は29演目となっている。それは、時代の流れとともに著しい過疎化が進み、綾子舞に伝承者不足と高齢化をもたらしたことによるものである。昭和33年ごろの鶴川地区は、世帯数約500戸、人口約3000人、昭和45年には世帯数160戸、人口496人と過疎化が進行した。小学生は、昭和33年ごろは485

人と記録にあるが、昭和47年度は122人、昭和57年度は36人と年を追うごとに児童の減少に拍車がかかっていった。平成元年には、依頼公演があっても踊りの組がそろわない、はやし方の人数がそろわないなど、多くの演目を稽古することが難しい状況になっていた。

(2) 伝承継続のための取り組みの始まり 小中学校における伝承学習

綾子舞を継承していくため、昭和45年に旧鶴川小学校で綾子舞伝承学習がクラブ活動として始まったが、その後も児童数は減少を続けた。そこで、昭和51年の国の重要無形民俗文化財指定を契機に、同小学校では全校児童が参加する課外活動として取り組むようになった。

旧鶴川中学校は昭和58年度から全校生徒数23人で伝承学習を開始した。それまでは全員が小学校で身に付けたものを、中学校入学により中断し綾子舞から離れてしまう生徒が多かったため、学校のみならず生徒自身も危機感を持って小学校と歩調をそろえた活動が始まった。ここに地域の期待を担って小中学校9年間の一貫した伝承学習の体制が出来上がった。

しかし、その後も児童生徒数の減少は続き、旧鶴川中学校が南中学校へ統合された平成3年度は小学生11人、中学生5人となっていた。統合後の南中学校では、綾子舞クラブを特設し、伝承学習を引き継いだ。この中学校統合までは綾子舞発祥の鶴川地域でのみ伝承活動

は行われていたが、校区が拡大し、異なるコミュニティから集まる南中学校で伝承学習を行うことになった。この時、鶴川地区の生徒の他に地区外の生徒13人が同学習に参加し、初めて綾子舞を体験した。

このことに対して、「鶴川の綾子舞を他の地域の者がなぜするのか」と伝承学習に異を唱える保護者がいたことも事実である。当時の指導者は「柏崎の綾子舞、日本の綾子舞だから、誇りを持って親が勧めてほしい」と啓発活動に当たったとのことである。

その後、旧鶴川小学校は平成7年の旧野田小学校との統合を経て、平成24年に南中学校区の新道小学校に統合となり、この新道小学校が伝承学習を引き継いだ。平成3年度の伝承学習参加児童生徒は28人、平成9年度に74人まで増えた。その後、一時は参加児童生徒が40人台まで減少した時期もあったが、本年度は小学3年生から中学3年生の74人が参加している。

市民を対象とした伝承者養成講座

平成3年度に全市民を対象にした「伝承者養成講座」を開始した。綾子舞に関心を寄せる一般市民が、直接伝承者から指導を受け綾子舞の担い手を確保する場を創出した。同時に年間を通しての定期的な練習機会の場が生まれ、毎年9月に行われる現地公開や依頼公演などへの出演を目標に、大人と子どもが一緒に舞や笛・太鼓など楽器演奏の技術を磨いている。

この二つの施策は綾子舞伝承の裾野を一気に広げ、若手伝承者の養成・確保に一定の効果があつたと考えている。

綾子舞保存振興の拠点の整備

平成10年度に農林水産省の伝統文化活用型交流促進施設の補助事業の採択を受け、綾子舞保存振興の拠点として「綾子舞会館」（平成11年4月開館）を整備した。実際に使用していた衣装や幕・小道具や国の指定書など綾子舞に関するさまざまな資料を保存・展示し、66畳の大広間などは伝承活動に活用している。

伝承の裾野を広げる人材確保の

取り組みと経費負担

(1) 伝承学習の取り組み

伝承学習は、南中学校、新道小学校、市教育委員会博物館で構成する綾子舞伝承学習事務局が運営している。

練習は5月から10月まで夏休み中も含めて8回行い、リハーサルを経て11月の「伝承学習発表会」で練習の成果を披露する。南中学校で行う発表会には、地元の方をはじめ保護者など多くの方が来訪する。練習は柏崎市綾子舞保存振興会のメンバー12人の指導の下で取り組み、リハーサルと発表会の時は着付けに8人の応援をいただいている。練習時間は午後3時50分から、夏休み期間は午後1時30分から約1時間練習している。練習会場は南中学校と新道小学校に分かれているため、児童生徒の練習会場への移動にスクールバスな



綾子舞伝承者養成講座練習風景



令和5年度綾子舞伝承学習発表会

設当初の平成3年度から5年度は、国の民俗文化財地域伝承活動補助事業の補助金を活用し、平成6年度から8年度は、新潟県の補助事業を活用して養成講座、現地公開、伝承学習などの活動を支援してきた。

どを活用している。
(2) 伝承者養成講座の取り組み

伝承者養成講座は、市の事業として取り組んでいる。各座元は講座参加者の確保のために、綾子舞から離れていった人たちを勧誘し、市は広報誌やホームページを通して一般公募を行っている。

現在、講座は5月から10月まで各座元それぞれ18回実施している。会場は、高原田は市街地にある公共施設の1室を借用し、下野は綾子舞会館を利用している。

(3) 取り組み活動の経費負担

伝承者養成講座の開

現在は、伝承学習に係る経費（主に指導者と着付師への謝礼と着物のクリーニング費用）および伝承者養成講座に係る経費（主に指導者への謝礼と会場借上料）を、市費で負担している。

また、柏崎市綾子舞後援会が組織され、資金、人員の両面から柏崎市綾子舞保存振興会に対してサポートをいただいている。

伝統芸能伝承のこれからの課題

(1) 人材不足は演じる側だけではない

使用していた烏帽子えぼしが生産中止、着物の生着物類、道具類の確保が難しくなっていると、伝承の現場から耳にする。踊り手ややし方など、演じる側の人材確保と同時に、生産する側の人材の確保や技術の継承が伝統芸能の伝承に必要となっている。

また、本市の伝承学習は、学校の理解と協力があってこそ成り立っており、引き続き学校の協力を得ていきたい。

(2) 人から人へ伝承されていく気配を感じることを大切にしていこう

国の重要無形民俗文化財に指定されてから20周年の平成8年に記念誌を発行するに当たり、綾子舞の保存にご尽力いただいた故本田安次先生（当時早稲田大学名誉教授・民俗芸能研究者）との座談会が企画された。その座談

者の須藤武子先生（日本民俗舞踊研究会代表）は、「継承するために映像記録を参考にすることがある。皆さんは映像がすべてのように思われるが、実際に演じる人たちは次の人たちに渡す時に『気配』がある。この『気配』がものすごく大事で、映像からは『気配』が受け取れない。また、すぐ平面的になる。直接指導を受けていない人や意識が少し離れている人、映像に価値を持っていない人が見ると単に少ししか参考にならない。習ったことがある人が本当にその中身をとらえようとする気持ちがあれば活かされる。」とおっしゃっている。

SNS全盛の今の時代だからこそ、須藤先生の言葉、「気配」を感じながら伝承ができるように、伝承の場を提供し続けていかなければならない。

おわりに

綾子舞がユネスコ無形文化遺産として登録されたことは、柏崎市民の誇りであり、また後世に引き継いでいかなければならない貴重な宝物である。

しかし、少子化による児童生徒数の減少は避けられない。今後、南中学校と新道小学校だけでは、伝承学習に参加する児童生徒の確保ができなくなる可能性もあるため、伝承学習の新たな形を模索しながら取り組んでいきたい。

伝統文化を後世につなぐ

ひたちなか市長（茨城県）

大谷 明
おおたに あきら



ひたちなか市の概要

ひたちなか市は、東京から約110 kmの距離、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東は美しい碧の海が広がる太平洋に面して約13 kmの海岸線が続いている。本市は、古くは江戸時代に水戸藩の支配の下、東北地方の物産を江戸まで輸送する水上交通の主要な中継港を有する繁栄の地であるとともに、鉄の大砲を製造する反射炉が建設されるなど、海防の面でも重要な役割を果たしてきた。昭和29年に本市の前身である那珂湊市と勝田市が誕生してからは、那珂湊市においては、県内随一の水産都市として、漁業や水産加工業を基幹産業としたまちづくりが行われ、勝田市においては、工業団地の開発を行うとともに、市街地の整備を進めるなど、ものづくりを核とする産業の進展とともに発展してきた。平成6年には両市が合併し、「ひたちなか市」が誕生。その後は茨城港常陸那珂港区や北関東自動車道などのインフラ整備が進み、さまざま

まな企業が進出し、産業の集積、活性化が図られている。これまで那珂湊地域は水産加工業を主体とした食品製造関係水産業を、勝田地域は、電機、機械、精密機器、紙製品などの工業を基幹産業として発展してきた。これら既存の産業に加え、ひたちなか地区の常陸那珂工業団地などへの先進企業の立地が進んでおり、今後も県内有数の先進工業都市として躍進していくことが期待されている。また、国営ひたち海浜公園や那珂湊おさかな市場などの観光資源を積極的にPRしながら交流人口の拡大を図っている。

市に根付く民謡の歴史

さて本市では、伝統文化の継承に関して、「伝統文化継承事業」と「子ども伝統文化フェスティバル」という2本の事業を柱として取り組んでいる。この2本の柱は、車の両輪のごとく密接に関わりながら、双方欠くことのできないものとして長年にわたり取り組まれている。しかし、その前に、本市には古くか

ら伝統文化継承のための風土が育まれているということをお話ししたい。

本市は、隣接する大洗町とともに、日本三大民謡の一つ「磯節」発祥の地とされている。また、「磯節」の他にも「網のし唄」や「茨城大漁節」など、漁業に関わる者たちの労働歌として歌われてきたものが数多く存在し、現在も歌い継がれている。これは江戸時代に、この地域が太平洋と那珂川に面している地の利から、当時の物資運搬の要であった水運を存分に生かし、水戸藩随一の港町として栄えていたことが大きく影響している。そのため、豪商たちの活躍も目覚ましく、「磯節」などは、宴席における座敷唄としても一世を風靡し、盛んに歌われてきたと言われている。

茨城県教育委員会発行の『茨城の民謡』の中で「磯節」は、「県の代表的民謡。江戸時代に海で働く男の櫓こぎ歌が発祥と言われるが、汐汲み歌、那珂川の船歌等の説もあり、詳しいことは不明。いずれにせよ、永い時代の伝承のため、歌い手・地域によって、旋律・リ



子ども伝統文化フェスティバルの様子(那珂湊第二(なかみなとだいに)小学校)

ズム(間)も変わり、詞も100位作られてきた」と解説されている。

① 伝統文化継承のための2本の柱

① 伝統文化継承事業

このような歴史を背景としていることから、特に旧那珂湊地域の小中学校では、古くから「磯節」などの民謡が、学校行事やクラブ活動の中で歌い踊られており、ごく自然に子

どもたちが伝統文化に触れる機会がつけられていた。こうした機会は、地域で民謡を教える先生方の協力を得て、各学校が主体となり、独自に行われてきたものであった。旧那珂湊市では平成2年度、学校ごとに展開されてきた伝統文化への取り組みを包括的に支援し、次世代への安定的な継承を行えるよう、また民謡以外の伝統文化への取り組みも積極的に推進するため、①補助金交付計画、②実技指導計画、③和楽器購入計画などの「伝統文化の伝承事業計画」を策定し、翌平成3年度から、本市の伝統文化継承の柱の1本である「伝統文化継承事業」が開始されることとなった。こうして、各校で行われていた伝統文化継承にかかる事業(授業)に計画性が生まれ、「未来への継承」という意識がより強固になった。

これにより、次のような成果が生まれている。

- ・市と学校、また学校同士の情報共有が積極的に行われるようになり、伝統文化講師の学校への紹介や、地域で伝統文化を教授している民間の教室との橋渡しなどが行われるようになった。
- ・それまでボランティア色の強かった外部の指導者に対し、講師として依頼ができるようになり、年間を通して安定的な指導を受けられるようになった。
- ・太鼓や三味線などの購入・修理などでの金銭的負担が軽減された。



伝統文化継承事業(茶道体験)の様子(勝倉(かつくら)小学校)

・市外のイベントなどにも積極的に出演する学校が増えた。

平成18年度には、こうした郷土を深く理解し、多くの人たちが交流することを目的とした活動が評価され、(財)博報児童教育振興会(現(公財)博報堂教育財団)が主催する第37回博報賞「文化教養育成部門」を受賞するなど、内外から高い評価を受けている。

事業開始33年目となった本年度は、市内の対象校26校のうち、11校が本事業に参加。民謡をはじめ、和太鼓、茶道といった伝統文化の継承活動を行っている。

② 子ども伝統文化フェスティバル

「伝統文化継承事業」と並ぶ、伝統文化継承のもう1本の柱が「子ども伝統文化フェス

ティバル」である。これは、「伝統文化継承事業」が子どもたちの【継承活動への援助】であるとするならば、「子ども伝統文化フェスティバル」はその活動の【発表の機会の提供】という性格を持っている。平成22年度に第1回を開催し、コロナ禍での中断を余儀なくされたが、本年度で12回目を迎えるイベントである。例年1月、市内で伝統文化の継承活動を行っている団体が、市の文化会館大ホールに一堂に会し、その年の活動の成果を発表している。



伝統文化継承事業(民謡体験)の様子(平磯(ひらいそ)中学校)※現:美乃浜学園

この事業の特色は、前記の伝統文化継承事業を実施している学校以外にも、民間で伝統文化継承事業を実施している団体にまで門戸を広げているところにある。この発表の機会により、教育現場以外でも熱心に活動している団体の発掘も行われ、まさに官民挙げて市全体で伝統文化継承の機運が高まったのである。こうして、先に行われていた「伝統文化継承事業」と併せ、本市の伝統文化継承の2本の柱が完成することとなった。

これにより、「伝統文化継承事業」を実施している学校は、1年間の活動の集大成として「子ども伝統文化フェスティバル」に参加する、という流れが生み出され、フェスティバルのためにさらに継承活動に力を入れる、という好循環も生まれている。これまでに延べ53校、民間団体66団体が参加しており、本市の新春を飾る一大イベントとなっている。

子どもたちは、ホールの広い舞台の上、大勢の観客を前にして熱演を繰り広げる。市長就任以来、毎年のように観覧しているが、その演奏・演技に対する熱意は、大人のそれに引けを取らないものであり、新鮮さを感じるとともに、一生懸命な姿に毎回心を打たれるのである。

今後の展望

このように、2本の柱となる事業をもって

伝統文化継承に取り組んでいるところであるが、事業が始まった頃と比較すると、指導する地域の先生方の高齢化、教職員の負担軽減などの理由により、活動に取り組める時間においては、多種多様な習い事や趣味、遊び方の変化などにより、クラブ活動や習い事として伝統文化を選択することが少なくなっている現状がある。

本市の目標は、伝統文化に取り組んでもらうことだけではなく、継承してもらおうことである。そのためには、子どもたちにとって「たくさんさんのやれること」の中から「やってみたい」と思わせる魅力的な選択肢としてあり続けることが必要である。移り変わる時代の流れに目を向け、地域の指導者や教育現場の先生方、子どもたちとご家庭の声に耳を傾けながら事業内容をより良いものに変えていく必要がある。また、伝統文化をより広く発信することにより、伝統文化に触れることがなかった層にも積極的に魅力をアピールすることができ、選択肢としての魅力も高まっていくのではないかと考える。

今後、この素晴らしい伝統文化を後世に伝えていくために、「伝統文化継承事業」と「子ども伝統文化フェスティバル」という2本の柱を充実させ、伝統文化継承に取り組んでいきたい。

民俗芸能の郷「豊後大野市」として

豊後大野市長（大分県）

川野文敏



はじめに

豊後大野市は、大分県の南部、九州山地の北端に当たる中山間地域で、9万年前に巨大なカルデラ噴火を起こした阿蘇山からの火砕流堆積物「溶結凝灰岩」に覆われた地域である。

この溶結凝灰岩は、大分県で最大の河川「大野川」に浸食されることで谷底平野や河岸段丘といった断片的な平地を形成したが、このような平野や台地は水利の条件が悪く、先人たちは、ため池を築いたり井路（水路）を開削するなどして耕作地を増やし、本市を一大農業地帯へと変えていった。

ただし、ため池や水路の維持管理は、人々にとって負担であったため、必然的に地域の強い「コミュニティ」が生まれた。

そのコミュニティの核となったのが、市内各地に点在する里の鎮守、いわゆる氏神である。氏子たちは、豊作への期待や感謝を願う「御幸祭」を、力を合わせて行うことで、その

結束を強くしてきたのである。

本市で見られる御幸祭とは、平素、鎮守の森に座す御神体を神輿に移し、里まで下ろして仮屋を架け、その前で宴「直会」を張る、というものであるが、この御幸祭に欠かせないのが「獅子舞」「神楽」といった民俗芸能であった。

現在でも、獅子舞は60団体、神楽は16団体と、その残存数は大分県内でも突出して多く、特に神楽は、日本神話を題材とした物語性の高い芸能として、江戸時代以降、盛んに行われていた記録が残されている。

江戸時代後期には、物語性と神事性を兼ね備えた「大野系石戸神楽」として確立され、明治以降、氏子が神楽を舞うようになると、物語性がさらに強まり、県内はもとより隣県にまで広がるほどとなった。

現代では、北部九州を代表する民俗芸能の一つとして認知されるようになり、御幸祭での奉納神楽だけでなく、イベントの呼び物としても行われるようになっていく。

ただ本市においても、過疎高齢化の波は大きな影響を及ぼし、これら民俗芸能団体の維持は困難となりつつある。

その時代の流れの中、市として、この神楽という民俗芸能とどう向き合ってきたか、その取り組みを紹介したい。

本市の取り組み

（1）市町村合併まで

本市は、平成17年、旧大野郡の5町2村が新設合併して誕生した。

その合併町村の一つであった旧清川村は、後に国指定重要無形民俗文化財となる「御嶽神楽」の発祥地であり、合併以前から村挙げでの保存活用事業を行っていた。

昭和62年4月には、屋外型の神楽鑑賞施設、「神楽の里ふれあいセンター能場公園」を建設し、当時県内でも珍しかった神楽イベント「御嶽流神楽大会」を開催した。

さらに、御嶽神楽全演目の映像記録作成や県都大分市における神楽公演など、神楽座と



国指定重要無形民俗文化財「御嶽神楽」

歩みを合わせ、清川村の事業として保存活用事業を推進していた。

平成14年には屋内型の鑑賞施設兼拠点施設となる「神楽会館」建設の基本構想を策定して基金を創設し、さらに平成16年から、御嶽神楽調査研究委員会を立ち上げ、神楽の歴史的背景の解明と、今後の保存継

し、市内の神楽3流派の代表4座と共に獅子舞、白熊、棒術といった芸能の公演やシンポジウムを開催した。

この伝統芸能サミットの開催趣旨は、「神楽」をはじめとする芸能を「豊後大野市」という新たに誕生した自治体だからこそ輝く「誇り」「宝」として位置付けることにあり、その「宝」を、まちづくりを進める上でのツール、シンボルとして提唱するため、多くの来場者の中でその宣言がなされたのであった。

そして、その翌年度から「神楽会館」の建設が本格的に始まった。

建設は、市長部局企画課が主導し、市内の神社付神楽団体を統括する団体「豊後大野俵楽会」や教育委員会の協力を得て取り組まれた。

この神楽会館の目玉は、定期的な有料公演の開催にあったが、そもそも神楽は、御幸祭やイベントなどで「無料」で観覧できることが多く、それまでの市民感覚は「有料公演には、人が集まるわけがない」というものであった。そのため、有料公演は極めて大きなチャレンジであり、反対意見や批判もあったが、神楽という芸能を一つの芸術として捉え、公演をその価値向上の場とするという意志を曲げず、当初の企画を堅持し事業推進したのであった。

(3) 神楽会館の取り組み

平成21年6月「豊後大野市神楽会館」がオー

ブンした。

神楽会館は、公民館併設の複合施設として建設され、神楽公演を行う多目的ホールには、可動席が240席、椅子席48席、2間の楽屋と間口14m、奥行7.5mのひのき舞台がしつらえられた。

また、公民館施設としての会議室、図書室、調理室、和室もあり、多様な利用形態に順応した施設となった。

多目的ホールでの神楽公演は、屋内、固定席で鑑賞するという斬新なスタイルとなり、近隣市町にある屋外型公演施設とは一線を画す存在となったが、直会の雰囲気も味わうことができるようホール内の飲食を可とした。そのため、隣接する「道の駅きよかわ」で地元産品を入手し、舌鼓を打ちながら神楽を鑑賞することができるようの特徴である。

その落成式では、「第2回豊後大野市伝統芸能サミット」も同時開催して、市内の神楽4流派の代表5座と獅子舞、棒術といった民俗芸能を会場の内外で披露した。

そして同年7月には、念願であった神楽の有料公演を開始した。

記念すべき第1回の公演は、ご当地でもあられる御嶽神楽に出演いただき、初回から満席での開演となった。

以来、毎月1回の開催を基本として、14年間公演を行い続けてきたが、年に1度の特別公演では、獅子舞や太鼓など他の芸能もプログラムに組み入れて、本市の民俗芸能を手軽

承に資する資料を作成した。

(2) 市町村合併以後

このような活動の最中に町村合併があり、上記の事業は新市に引き継がれた。

引き継がれた調査研究事業は、平成19年3月、御嶽神楽が国指定重要無形民俗文化財へと指定されたことで実を結び、これを記念し同年11月に「豊後大野市伝統芸能サミット」を開催した。

このイベントは、調査研究事業を行った教育委員会部局を中心に、実行委員会を組織して開催され、県外からは山口県周南市にある国指定重要無形民俗文化財「三作神楽」を招待



豊後大野市神楽会館

に鑑賞できる機会をつくってきた。

近年起きたコロナ禍では、やむなく入場者数を制限したり、開催回数を減じたりして対応したが、公演を絶やすことなく続けたことで、コロナ禍明けからの集客は、順調に回復している。

結果、これまでの鑑賞者数は延べ2万8455人、入場率は平均で76%（コロナ禍の入場制限期間を除く）、市外からの来場も6割程度で推移しており、本市の「顔」としての地位を確立することとなった。

また、出演する市内の神楽団体の中には、この有料公演があるからと、楽員の獲得に励んだり、定期的な練習を増やすなどして、芸能としての質の向上や、継承活動が活性化した団体もあった。これは、うれしい副産物であった。

このような団体の活性化は、微力ではあるが若者の流出を食い止める作用にもなって、建設目的であった芸能の価値向上と認知に加え、過疎化に対する一定の効果が得られていると認識している。

以上、本市における民俗芸能の継承活動と、これら

を生かした政策について紹介してきたが、双方の活動とも学術的な裏打ちがあることで、大きく強く取り組めてきた。

地道な調査研究を積み上げてきたことで、継承や公開活動を進めるに当たり迷うことなく取り組むことができたのである。

これは、各担当部局が持てる力を発揮し、責任を持って職務に励んだ結果であると自負している。

さらなる飛躍に向けて

神楽会館のオープン以降、市内では民俗芸能に係るイベントが多数行われるようになった。

平成27年には、全国から神楽団体を招聘して行った「全国神楽大会」、平成30年の「第33回国民文化祭おおいだ2018」では、「耕す里の大御幸祭」と称して一大民俗芸能イベントを開催し、本市は「民俗芸能の郷」として広く認知されるようになった。

さらに、市内の神楽団体が県外で行う公演数も増え、市はそれらを補助して支え、市のPRへとつなげている。

また、平成25年度には日本ジオパークの認定、平成28年度にはユネスコエコパークの認定と、本市は、余りある大自然を守り活用する取り組みも推進しているが、民俗芸能の存在は、人と自然とが共存し織り成した「文化」

として取り扱われ、貴重な構成要素として評価されている。

令和元年度に「ジオパーク全国大会2019」を本市で開催した折、大会関係者でにぎわう繁華街に、地元神楽の門舞いが出張って歓迎し、全国から集まった参加者に大変喜ばれたのは記憶に新しい。

本市の民俗芸能とジオパーク、エコパークとの関連については、令和2年度に新設オープンした「豊後大野市資料館ジオパークミュージアム」で分かりやすく学ぶことができ、市民、児童・生徒の郷土学習の場として活用されるだけでなく、ツアー客のガイドンス施設としても好評を博している。

近年では、神楽団体そのものの活動も活発化し、助成金などを活用して他地域の神楽団体と共同で神楽イベントを行うなど独自の活動が進められている。

さらに神楽会館は、本年度から指定管理者制度を導入して、地元業者がその経営に乗り出すという新たな船出を迎えた。今後は、指定管理者の独自のアイデアとノウハウで民俗芸能の拠点施設として、さらには本市の顔として活用してくれるものと期待している。

市は引き続き、民俗芸能団体と協力して歩むというスタンスを維持しつつ、芸能の発展と豊後大野市の発展を目指していきたいと考えている。